

山梨県公報

第二千四百六十九号

平成二十六年

十二月八日

月曜日

目次

告示

○道路の区域変更……………六八七

○道路の供用開始(四件)……………六八七

○建築基準法に基づく道路位置指定……………六八八

公告

○落札者の決定について(三件)……………六八八

○建設業法に基づく監督処分(二件)……………六八九

○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し……………六九〇

○開発行為に関する工事の完了について……………六九一

告示

山梨県告示第三百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 河口湖精進線
- 道路の区域

区間	旧別の敷地の幅員(メートル)	延長の(メートル)
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五	八・〇	一三三・六

番の一七七地先から
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五
番の一五地先まで

新 一六・一
九・九
一六・三

一三三・二

山梨県告示第三百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長の(メートル)	供用開始の期日
一般国道	四二一号	甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先から 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三番の二地先まで	四・八	平成二十六年十二月八日

山梨県告示第三百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長の(メートル)	供用開始の期日
県道	斐崎南アル プス中央線	中央市一町畑字川久保八三三番 の三地先から	八一・〇	平成二十六年十二月八日

中央市一町畑字川久保二〇番の 二地先まで	日
-------------------------	---

山梨県告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	斐崎南アル ブス中央線	中央市一町畑字芝原八九五番地 先から 中央市町之田字天満一六九番の 三地先まで	七五・八	平成二十六年十二月八日

山梨県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から平成二十六年十二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	北杜富士見 線	北杜市小淵沢町字下宮原九一四 二番の二地先から 北杜市小淵沢町字下宮原九一六	一三一・七	平成二十六年十二月八日

〇番地先まで	日
--------	---

山梨県告示第三百四十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横内 正明

- 一 指定の年月日
平成二十六年十二月八日
- 二 指定道路の位置
笛吹市春日居町別田字花櫻町六百二十三番六
- 三 指定道路の幅員
五・〇メートル
- 四 指定道路の延長
二二・五四メートル

公 告

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横内 正明

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 起震車
 - (二) 数量 一台
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
 - (一) 名称 山梨県総務部管財課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年十月二日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 菱相自動車工業株式会社
- (二) 住所 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町十三番地十
- 五 落札金額 二千八百三十九万六千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年八月二十一日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る物品等の名称及び数量

- (一) 名称 路面清掃車（リアダンブ真空式）
- (二) 数量 一台
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県総務部管財課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年十月二十三日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 株式会社キムラ
- (二) 住所 山梨県甲府市国母五丁目十番十七号
- 五 落札金額 三千三百万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年九月十一日

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の

適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る物品等の名称及び数量

- (一) 名称 山梨県消防学校一般事務用品
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県出納局管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十六年十一月十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所
- (一) 名称 株式会社金峰商会
- (二) 住所 山梨県甲府市丸の内三丁目三十二番一号
- 五 落札金額 四千四十八万九千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十六年十月六日

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十二月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社三浦土木
- 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津千六百七番地二
- 3 代表者の氏名 三浦道安
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第五七四三号
- 四 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止命令
- 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業における営業の全て
- 2 期間 平成二十六年十二月八日から同月十四日までの七日間
- 五 処分の原因となった事実 被処分者は、富士河口湖町発注の下水道工事において、一次下請け建設業者として請け負った工事の一部について、建設業法第三条第一項の

許可を受けないで建設業を営む者と建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第一条の二に規定する額以上の額で下請契約を締結し、同法第二十八条第一項第六号に該当した。

● 建設業法に基づく監督処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十二月三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 荒井工業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上暮地一丁目八番三号県営寿団地四〇四
 - 3 代表者の氏名 荒井利一
- 三 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止命令
 - 1 停止を命ずる営業の範囲 建設業における営業の全て
 - 2 期間 平成二十六年十二月八日から同月十日までの三日間
- 四 処分の原因となった事実 被処分者は、建設業法第三条第一項の許可を受けないで建設業を営む者であるにもかかわらず、富士河口湖町発注の下水道工事において、二次下請け建設業者として請け負った工事について建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第一条の二に規定する額以上の額で工事を施工し、同法第二十八条第二項第二号に該当した。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十一月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 糸井建築工房
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市小淵沢町一万六十番地六百四十四
 - 3 代表者の氏名 糸井宏明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第八六二三号

- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年十月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十一月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中王電気
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市竜王新町三百九十六番地一
 - 3 代表者の氏名 小菅和彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第九〇八九号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年十月二十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十一月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社名執組
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町飯喰九百八十六番地
 - 3 代表者の氏名 名執昭男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第四三九一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年十一月十日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十一月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ヤマト
 - 2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山赤尾四百五十一番地一
 - 3 代表者の氏名 藪内博
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二六）第八五七三号
- 四 処分の内容 管工事業及び造園工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年十一月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十六年十一月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 中村工業所
 - 2 主たる営業所の所在地 中央市白井阿原九百八十番地
 - 3 代表者の氏名 中村貴宏
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第九七三五号
- 四 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年十月二十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。

平成二十六年十二月八日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 - 西八代郡市川三郷町下大鳥居字子ノ神二一九の四、二一九の六、二二二〇の三、二二二〇の四、二二二二、二二三一、二二三二、二二三六、二二三六の二、二二三七の一、二二三七の二、二二三八、二二四一の五、二二四二の三、二二四二の四、二二四五の四、並びに高田字久保三〇四三、三〇四三の二、三〇四九、三〇五〇、三〇五一、三〇五二の四、三〇五二の五及び道、水の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山梨県西八代郡市川三郷町大字高田字久保三千四十三番地 社会福祉法人ふれあい倶楽部 理事長 淡路啓三

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番